

介護保険の申請について

介護保険のサービスを利用するには『要介護認定』を受ける必要があります

自立(非該当)、要支援1、2、要介護1～5

＜申請に当たって＞ ※申請書は市町村の窓口にあります

- ・介護保険の保険証を準備してください（40～64歳の方は医療保険の保険証）
- ・主治医の氏名、医療機関名、所在地、電話番号を確認しておいてください（申請書に記入する必要があるため）



＜申請方法＞ 次のいずれかの方法があります

本人または家族が
市町村の窓口で申請する

地域包括支援センター※₁や
居宅介護支援事業者※₂に
相談、代行申請してもらう

⇒申請後、調査員による訪問調査（自宅・病院等で行われます）と
主治医の意見書（市町村から直接医療機関に依頼）をもとに、
専門家による認定審査会が行われ『要介護度』が決定します。

※₁地域包括支援センター

地域の高齢者への総合的な相談支援業務を行っています。
また、要支援1・2と認定された方の介護予防サービス
利用の調整を行います。お住まいの地域によって担当の
センターが決まっています。

※₂居宅介護支援事業者

要介護1～5と認定された方について、介護サービス計
画を作成し、サービス利用の調整を行います。利用する
方が選び、契約を結びます。

介護保険サービスを利用するには、左記のところに、要介護度に応じてサービスの調整、ケアプランの作成をしてもらいます

秋田大学医学部附属病院
地域医療患者支援センター
TEL 018-884-6229



～ご不明な点はお気軽にお問い合わせください～